

例えばこんなトラブルで



困っていませんか？



お問い合わせ先 廿日市消費生活センター

TEL(0829)31-1841

《相談内容》

友人から「1,000円で脱毛エステを体験できる」と誘われ、店に出向くと、その日のうちに全身脱毛のコースを勧められた。「いったん家に帰って考えたい」と話したが、「今日中に申し込みばキャンペーン価格でお得」などと言われ、断れる雰囲気ではなく、仕方なく契約した。脱毛効果を高めるためとクリームも勧められ、合計で42万円となった。当日、2万円だけ現金で支払い、残りは36回払いのクレジットにした。信販契約書の年収を書く欄に150万円と記入したら「それでは審査を通らない。300万円と書いて」と指示された。収入が一定せず、支払いが厳しいので、クーリング・オフしたい。

(20歳代 女性)

《アドバイス》

相談者には、クーリング・オフ通知の書き方と郵送方法についてアドバイスしました。後日、クリームを返品し、支払っていた現金は返金されたと連絡がありました。

友人・知人に誘われたり、フリーペーパーのクーポンなどを利用して、お試しのつもりでエステを受けたところ、思っていなかった高額なコースや、化粧品などを勧誘され、契約してしまった。しかし、冷静に考えると必要ないので解約したい、という相談が寄せられています。

契約金額が5万円を、契約期間が1か月を超えるエステの契約は、契約書面を受け取ってから8日間以内はクーリング・オフできます。また、契約期間内であれば、一定の解約料を支払って、中途解約できます。しかし、長期、高額な契約の場合、仕事などの理由で契約期間内に全てのサービスを受けられないことや、契約期間を過ぎても支払いが続くことがあります。契約期間を過ぎていけば中途解約できません。必要ないと思ったときは、廿日市消費生活センターに相談してください。

出典：広島県環境県民局消費生活課発行

「くらしのフレッシュ便」平成26年7月号

